

芸術文化観光専門職大学 ハラスメント対策委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、芸術文化観光専門職大学の学生及び教職員等にかかるハラスメントに関する事項を審議するとともに必要な措置を講ずるため、ハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、又は実施する。

- (1) ハラスメントの相談及び啓発に関する事項
- (2) ハラスメントの防止に関する事項
- (3) その他ハラスメントに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長のうち学長が指名した者
- (2) 学部長
- (3) 学生部長
- (4) 学長が指名した教員
- (5) 事務局長
- (6) 事務局教育企画部長

(任期)

第4条 前条に定める委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号に規定する副学長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは学生部長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、専門事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を設けることができる。
- 5 第2条第3号に掲げる事項の審議に関して、専門部会を設ける場合にあっては、当該専門部会は、委員長を除く複数名の委員をもって組織しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局教育企画部学務課において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。